



令和8年9月25日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 野崎 正 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品
製造業最低賃金専門部会
部会長 結城 剛志

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年8月5日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、
慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	鈴 木	奈穂美
	野 崎	正
	結 城	剛 志

労働者代表委員	江 郷	俊 太
	齊 藤	琢 哉
	根 岸	朋 宏

使用者代表委員	加 藤	和 男
	菅 谷	智 樹
	柳 瀬	満 邦

(五十音順)

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,232円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年12月1日